

## 日本骨髄腫学会 Travel Award (JSM Travel Award) 細則

- 1) 日本骨髄腫学会として、JSM Travel Award を創設する。
- 2) JSM Travel Award は、日本骨髄腫学会として、日本骨髄腫学会の事業のひとつとして、国際的な学術活動を促進することを目的として創設される賞である。
- 3) 具体的には、日本骨髄腫学会学術集会で発表された趣旨内容であり、かつその発表から2年以内に国際骨髄腫学会 (International Myeloma Society) が開催する International Myeloma Workshop (IMW)において現地発表を企図する場合に、本人による応募により、優秀な演題を選出し、海外学術活動のための渡航支援を行うことを目的とする。
- 4) 応募のための資格条件
  - ① 日本骨髄腫学会学術集会への演題および JSM Travel Award への応募時点で満45歳未満であること。
  - ② 日本骨髄腫学会学術集会において筆頭演者として演題応募 (英語に限る) していること。
  - ③ 日本骨髄腫学会および IMS/IMW の応募規定等を遵守していること。
  - ④ IMS による IMW において、2年以内に新たな知見を加えて現地発表を企図していること。
  - ⑤ 他の重複応募がないこと。
  - ⑥ 演題登録時に、JSM Travel Award への応募を希望する場合には、日本骨髄腫学会学術集会への演題応募登録を行ったうえで、所定の様式で、期限までに、日本骨髄腫学会事務局に必要書類を提出する。
  - ⑦ 応募書式は、(1) 申請書 (略歴を含む)、(2) 所属責任者推薦状、(3) 英文抄録、(4) 業績目録とする。
- 5) 受賞対象者選抜条件
  - ① 上記①～⑥を満たすことが確認できること。
  - ② 学術集会の演題に採用され、2年以内の IMW における現地発表として相応しい内容であること。
  - ③ 他団体の主催による支援事業などとの重複応募や受領がないこと。
  - ④ 渡航支援費用は、1名あたり最大15万円まで、合計2名までを該当年度の受賞対象者とする。
  - ⑤ 渡航支援費用は、実際の渡航に要した交通費 (発表演題抄録の写し、本人搭乗券の写し、領収書の写し等) のうち、1名あたり15万円を超えない範囲で現地発表後の確認手続きおよび JSM Travel Award IMW 学会参加報告書を学会事務局に提出した後、支給される。
  - ⑥ 演題採択されたものの、渡航が実現しなかった場合や、現地演題発表が実現しなかった場合には、渡航費の支援支給は、理由の如何にかかわらず取り消され

るものとするが、受賞歴については取り消さず、記録されるものとする。

6) 受賞対象者選抜方法

- ① 学術集会演題登録後、上記を満たす応募演題の選抜のため、当該学術集会準備期間中に、JSM Travel Award 選抜は、当該年度の国際委員会が担う。決定後、国際委員会委員長は理事長及び学術集会会長に決定内容を速やかに伝達する。受賞者には演題採用連絡に合わせて受賞結果を伝達する。
- ② 該当年度の学術集会の中で学術集会会長により表彰する。
- ③ JSM Travel Award 選考委員会は最大7名までとする。
- ④ 応募者は、選考委員会の決定にいかなる理由があっても異議を申し立てることはできないものとする。

7) 発表後参加報告書

- ① 受賞者は IMW での発表後 1 か月以内に、日本骨髄腫学会国際委員会に対して、日本骨髄腫学会事務局を通じて、IMW 参加報告書の提出を行う。報告書は 1200-1600 字とし、顔写真を添付する。参加報告書は学会ホームページに 1 年間掲載するものとする。

2021 年 7 月 15 日	日本骨髄腫学会国際委員会作成
2021 年 7 月 24 日	日本骨髄腫学会理事会承認
2021 年 9 月 27 日	日本骨髄腫学会理事会修正承認